

期限の延長

震災などにより、損失を受けたときは、税務署長に申請することによって次のとおり納税の猶予を受けることができます。

- ①納税の猶予
 - ➔損失を受けた日に納期限が到来していない国税
 - (1)損失を受けた日から1年以内に納付すべき国税
 - ➔納期限から1年以内に納税
 - (2)所得税の予定納税や法人税・消費税の中間申告分
 - ➔確定申告書の提出期限までに納税
- ②既に納期限の到来している国税
 - ➔一時に納付することができないと認められる国税
 - ➔納期限から1年以内に納税

所得税の全部又は一部の軽減(確定申告)

震災などによって住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらが有利な方法を選ぶことにより、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

■所得税法と災害減免法の主な違い

	①所得税法(雑損控除)	②災害減免法
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失	災害による損失に限ります
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産に限る(たな卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産を除く)	住宅や家財。ただし、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上の場合
控除額は次の(イ)と(ロ)のうち、いずれか多い方の金額です。		その年の所得金額 軽減額
控除額の計算又は所得税の軽減額	(イ) 差し引く損失額-所得金額の10分の1 * 差し引く損失額=損害金額-保険金などによって補てんされる金額 (ロ) 差し引く損失額のうち災害関連支出の金額-5万円 * 災害関連支出=災害により減少した住宅、家財を除去するための費用	500万円以下 全額免除 500万円超、750万円以下 2分の1 750万円超、1000万円以下 4分の1
参考事項	・災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を出す際に提示 ・損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以降3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。	・原則として損害を受けた年分の所得金額が1000万円以下の人に限ります。 ・「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。

注：生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1歳又は1歳の仔馬が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等であり、これらの貴重品については災害等による損失は雑損控除の対象となりますが、その年の控除に課税所得があれば、その所得から控除できます。

期限の延長

納税者等(特別徴収義務者を除く)が震災により、期限までに申告・納付(納入)等ができないと認められる場合には、納税者の申請により、災害のやんだ日から2ヵ月以内を限度として延長するものです。
・平成19年3月25日以降に申告・納付(納入)等の期限が到来するものから適用となります。
・当該申請は期限後でも可能です。

個人事業税の減免(平成19年度課税)

- ①減免措置の内容
 - ➔自己の所有する事業用資産(土地を除く。)に生じた損害金額(保険金等で補填される金額を除く。)の被害前年の価額に対する割合(被害率)が2割以上で前年分の事業所得が1,000万円以下の場合

■次の割合で減免

所得区分	被害率5割以上	被害率2割以上5割未満
500万円以下	10割	5割
500万超、750万円以下	5割	2.5割
750万超、1,000万円以下	2.5割	1割

- ②自己又は扶養親族の所有する住宅又は家財に生じた損害金額(保険金等で補填される金額を除く。)の被害前年の価額に対する割合(被害率)が2割以上で前年分の事業所得が500万円以下の場合

■次の割合で減免

所得区分	被害率5割以上	被害率2割以上5割未満
420万円以下	10割	5割
420万超、470万円以下	5割	2.5割
470万超、500万円以下	2.5割	1割

- ③事業用資産並びに住宅又は家財が共に被災した場合は、①と②の両方の減免率が適用されます。

(2)手続き方法

個人事業税の納期限(8月31日)の7日以前までに、災害による個人事業税の減免申請書に被災明細書、その他必要書類を添付して各県総合(県税)事務所へ提出してください。

不動産取得税の減免(被災不動産の償還額に係る不動産取得税)

- ①減免措置の内容
 - ➔災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産を災害を受けた日から3年以内に取得した場合、滅失又は損壊した部分に相当する固定資産税課税台帳に登録されている価格に税率を乗じて得た額を減免する。
 - ➔課税された不動産が災害によりその納期限までに滅失又は損壊した場合、滅失又は損壊した部分に対応する価格に税率を乗じて得た額を減免する。

(2)手続き方法

被災明細書の7日以前までに不動産取得税減免申請書に被災明細書その他必要書類を添付して各県総合(県税)事務所へ提出してください。

自動車税の減免(平成18年度課税)

(1)減免措置の内容

被災自動車を修繕した場合
被災自動車の被災年度分の年賦額(月割課税された場合は当該月割額)に、次の表の修繕費の区分に応じ軽減率を乗じて得た額を減免する。

修繕費	軽減率
5万円以上25万円未満	4分の1
25万円以上	2分の1

(2)手続き方法

被災自動車を買い換えした場合
被災自動車の被災年度分の年賦額(月割課税された場合は当該月割額)に、次の表の残存価格の区分に応じ軽減率を乗じて得た額を減免する。

残存価格	軽減率
25万円未満	4分の1
25万円以上	2分の1

(2)手続き方法

災害のやんだ日から2ヵ月以内に自動車税減免申請書に「被災自動車の被災明細書」その他必要書類を添付して各県総合(県税)事務所へ提出してください。
※被災自動車のり被災明細書および必要申請書類の様式は県税事務所にあります。

徴収(納税)の猶予

災害を受けたことにより県税を一時に納付することができないと認められる税額を限度として、納税者等の申請(被災明細書の添付が必要)により、1年以内の期限に限り納税を猶予するものです。
・県税全税目が対象となります。

国民健康保険・老人保健医療費の一部負担金の減免等

☎ 保険課 ☎ 23-1124 ☎ 健康福祉課 ☎ 42-9918

対象

平成17年中の合計所得金額が1,000万円以下の世帯で、居住する住宅が全壊、大規模半壊または半壊と判断されたとき

減免期間

平成19年3月25日～平成19年8月31日

減免割合

次の割合で減免

損害(り災)の程度	軽減または免除の割合
全壊	全部
大規模半壊または半壊	2分の1

減免方法

減免申請により、減免証明書が交付されますので病院などで受診される際に提示して下さい。
上記減免期間中で、減免証明書の交付前にかかった医療費は還付申請により後日減免金額が返金されます。

申請に必要なもの

- 減免申請=印鑑、り災証明書(写し可)
- 還付申請=印鑑、り災証明書(写し可)、医療費の領収書、振込先の通帳(国民健康保険の方は世帯主、老人保健の方は本人。)
- ※郵便局は取り扱いません。

申請窓口

本庁保険課、門前総合支所健康福祉課、支所・各出張所

介護サービス利用料の減免等

☎ 保険課 ☎ 23-1124 ☎ 健康福祉課 ☎ 42-9918

対象者

居住する住宅が全壊、大規模半壊または半壊と判断され、地震当日、介護保険施設またはグループホーム等に入所していない方(ただし、短期入所系利用者は対象となります)

減免期間

平成19年3月1日～平成19年8月31日

減免割合

次の割合で減免

サービスの種類	軽減または免除の割合
居宅・施設等の介護サービス(利用1割負担)	利用負担額の全部
短期入所・施設利用の場合の居住費、食費	利用負担額の2分の1
居宅サービスのうち介護度に応じて設定されている利用限度額を超過して利用する場合(居住費、食費を含む)(利用1割負担)	利用負担額の全部

申請に必要なもの

申請書(保険課に備え付けてあります)、り災証明書(写し可)

障害福祉サービス等利用料の減免

☎ 福祉課 ☎ 23-1161 ☎ 健康福祉課 ☎ 42-9918

対象者

居住する住宅が全壊、大規模半壊または半壊と判断されたとき

減免期間

平成19年3月1日～平成19年8月31日

減免割合

次の割合で減免

サービスの種類	軽減または免除の割合
介護給付費	利用負担額の全部
自立支援医療	
地域生活支援事業	

申請に必要なもの

印鑑、り災証明書(写し可)

保育所保育料の減免等

☎ 子育て支援課 ☎ 23-1157

対象者

個人市民税と同じです。

減免期間

平成19年4月分～平成20年3月分

減免割合

次の割合で減免

損害(り災)の程度	軽減または免除の割合
全壊	全部
大規模半壊または半壊	2分の1

児童扶養手当等の特別措置

☎ 子育て支援課 ☎ 23-1157 ☎ 市民課 ☎ 42-9916

母子世帯の生活の安定を図りながら自立を促進することを目的に支給されるもので、通常前年の所得額により支給額が変わりますが、今回の地震で住宅等に一定の損害を受けた方は災害特例により、所得に関係なく全部支給が受けられるようになります。

対象者

児童扶養手当の支給が一部または全部を支給されていない方で、住宅または家財等に対し金額にしておおむね2分の1以上の損害を受けた方
[損害額の算定]
・災害保険等により給付された額を除きます。
・住宅において「2分の1以上」とは、り災証明書の半壊以上と認定されたもの
・住宅については、本人または扶養義務者の名義のものに限ります。

特別期間

平成19年3月～平成20年7月分

手当月額

児童扶養手当の手当月額は次のとおり

児童数	全部支給の方	一部支給の方
1人	41,720円	41,710円～9,850円
2人	46,720円	上記の額に5,000円を加算
3人以上	1人増えるごとに3,000円を加算	

申請に必要なもの

り災証明書(写し可)、印鑑

地震被災後の建築物の判定

輪島市では、地震被災後の建築物（家屋）等の調査を実施しています。建築物が壊れているときは、災害対策本部（輪島 22-2211 / 門前 42-1111）までご連絡ください。連絡に基づき順次調査を行います。連絡後、即調査に伺えない場合がありますのでご理解ください。

「応急危険度判定」と現在行っている「り災証明」発行のための調査は同じものではありません。

①被災建築物応急危険度判定 安全確保・余震による2次災害の防止

右のような2色の用紙で家屋の危険度を判定しています。自分の家が大丈夫でも隣の家が倒れ込んできそうな場合は、「危険」(赤)となります。

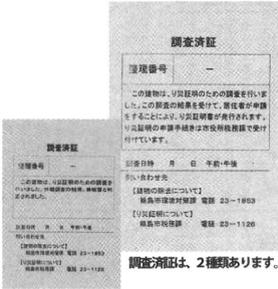


②り災証明のための被災家屋の被害程度調査

り災証明は、市役所が今回の地震による建物の被災の程度を証明する書類です。内閣府が定める判定基準に従って「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」という4段階で被災程度の判定を行います。

り災証明の判定結果は、今後の行政・民間による皆さんへの支援の基準として使用され、現在、全壊の家屋から順次調査を進めています。

調査をした家屋には右図「調査済証」を所有者にお渡しするが建物に貼付けます。



【り災証明書の効力（新潟県中越地震の場合）】

- 公的な支援
 - 被災者生活再建支援制度、各種税の減免、各種手数料・使用料の減免、学費の減免、各種貸付・融資、視察会の旅費
- 私的な支援
 - 生命保険・損害保険への申告、銀行融資の条件

被災者の混乱に便乗した詐欺行為にご注意を！！

被災家屋のリフォーム「瓦の点検」「耐震診断」などと訪問し、後で法外な請求をするケースがあります。※その場ですぐに契約をせず、家族に相談しましょう。その他に、家屋の補修、生活費を貸し付けると言って返済保証金を請求するというケース、災害義援金の名目で、公的機関に似せた名称を使い訪問やハガキが届くケースがあります。

《発行までの流れ》

能登半島地震により、家屋が壊れた

① 連絡 (窓口) 本庁舎1階ロビー又は門前総合支所1階 (電話) 災害対策本部 輪島：22-2211 門前：42-1111

② り災証明のための被災家屋の被害程度調査

り災証明のための被災家屋の現地調査は、輪島市の調査を付けた市職員と応援の他自治体職員で行っています。他者が行うことはありません。



③ り災証明の発行

調査済証(上記参照)を持参して税務課又は総合支所税務課(受付のみ)までお越しください。

市税務課 ☎23-1126

り災証明は発行しません。

④ 全壊 大規模半壊 半壊 一部損壊

⑤ 被災家屋の撤去などの相談窓口

環境対策課 ☎23-1853

自費復旧

応急仮設住宅の入居者希望調査を行っています。

輪島市では、応急仮設住宅の用意を進めており、入居希望者の人数を把握するため、入居希望調査を実施しています。

■仮設住宅に入居できる方

今回の地震で居住宅が全壊等の被害を受け、住宅の再建までの期間、住宅を確保できない方。 ※若干の補修で住むことができるような住宅は対象となりませんのでご了承ください。

■入居希望調査の方法

現在、各避難所では、入居希望調査を行っています。避難所以外で、仮設住宅に入居を希望される方は、4月8日(日)までに「**応急仮設住宅入居希望仮借書**」を、各避難所、市役所本庁舎1階または門前総合支所1階に提出してください。用紙は提出先に置いてあります。

☑ 既に、提出された方は必要ありません。

今回の調査は仮設住宅を必要とする人数を把握するために実施するものです。正式な入居申込み・受付は後日、改めて行います。

地震被害者支援に向けて(速報)

～詳しい内容、申請の手続きについては後日お知らせいたします～

【用語の意味】

住宅 現実に居住のため使用している建物(空き家や非居住建物を除く)
全壊・大規模半壊・半壊 「り災証明」により証明される被害程度

1住宅の応急修理

- 被害程度 大規模半壊または半壊(全壊でも修理して住む場合、対象となることがあります。)
- 支援内容 最小限の応急修理を市が業者に委託します。50万円程度
自ら修理する資力のない世帯(世帯全体の年収額で判定)で応急仮設住宅に入居していない方

2被災者生活再建支援制度の概要

- 被害程度 住宅が全壊
- 支援内容 1 生活に必要な物品の購入費、災害による医療費、引っ越し費用など
☆支給限度 世帯全体の年収額(800万円以下)で異なりますが、年収500万円以下で支給限度100万円(複数世帯 持ち家)
2 住宅を建設または購入するための住宅ローン利子の一部、債務保証料または賃貸住宅(公営住宅を除く)に入居する場合、月2万円を超える部分の家賃などと同じく年収500万円以下で支給限度200万円(複数世帯 持ち家)
- 被害程度 住宅が大規模半壊
- 支援内容 住宅を補修・建設または購入するための住宅ローン利子の一部、債務保証料または賃貸住宅(公営住宅を除く)に入居する場合、月2万円を超える部分の家賃などは賃貸住宅(公営住宅を除く)に入居する場合、月2万円を超える部分の家賃など
☆支給限度 世帯全体の年収額(800万円以下)で異なりますが、年収500万円以下で支給限度100万円(複数世帯 持ち家)

3市税等の納期限の延長と減免制度の適用

市税(個人市民税、固定資産税、都市計画税)、国民健康保険税、介護保険料、保育料、上下水道使用料などの納期限の延長及び減免を行う予定ですので、決まりたい随時お知らせいたします。

4災害弔慰金、災害障害見舞金

今回の地震で死亡された方のご遺族に弔慰金(生計維持者の場合500万円、その他の場合250万円)を支給します。また、失明した方、両下肢をひざ関節以上で失った方など、重度の障害を負った方に災害障害見舞金(生計維持者の場合250万円、その他の場合125万円)を支給します。

…… 災害被害者支援に関する問い合わせ先 ……

輪島市災害対策本部 総合調整チーム

☎0768-23-1100

能登半島地震災害各種窓口対応資料

目次

■罹災証明について(1)
■応急仮設住宅について(2)
■災害ゴミ関係の処理について(3)
■地震災害特別相談会について(4)
■輪島市災害義援金の受け入れについて(5)
■地震災害復興支援に関する電話法律相談について(5)
■保育所について(5)
■ボランティア関係について(5)
■支援物資について(5)
■入浴について(6)
■交通について(7)
■給水場所について(8)
■避難所について(8)
■上下水道料金について(8)
■災害に罹災した中小企業者に対する融資制度等について(9)
■参考資料	

■罹災証明について

①現地調査までの流れ

- 受付** 被災情報収集カードを聞きとりにて記入。電話でも受付。
(氏名、住所、連絡先、家屋種類、住居者数、被害状況等を記入)
- ↓
- 本部** 収集カードにより本部にて集計。
- ↓
- 調査班** 受付した日の夜、後日調査する物件を決定。(緊急度の高いものを優先)
- ↓
- 現地確認** 都市整備課、税務課、支援市町村等のグループによる現地調査。
(内閣府が定める判定基準に従って「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の4段階で被災程度判定、調査済証を渡す。)

②被災建築物除去について

- 調査班の現地調査により、「半壊」以上と判定された住宅は、申請によりその住宅の解体撤去を市環境対策課が行う。「一部損壊」以下と判定された場合は、自己負担で撤去。
(現段階では、全壊と思われる緊急度の高い物件から調査を実施している。)
 - 被災建築物除去の支援については、原則「住宅」のみ。工場・事業所については原則自己負担。

住宅のみの場合	・・・支援対象
住宅以外(工場・産・事業所)の場合	・・・支援対象外
住宅と蔵が一体化している場合	・・・支援対象
- ※これらの判断の詳細は環境対策課に問い合わせる。

③罹災証明書について

- 罹災証明書を発行してもらうには、調査班の現地調査が必要。
 - 調査班の現地調査終了まで、被災状況が判る状態で残しておく必要がある。
※ただし、蔵を解体撤去する場合においてのみ、調査班の現地調査を待たず、解体前の写真提出と聞きとりにて、税務課にて罹災証明の発行が可能。
 - 罹災証明書の効力として考えられるものとして、(新潟県中越地震の場合)

生活再建支援法による支援	授業料の免除
義捐金の配分	建物の解体・廃棄
税の減免	生命保険損害保険の申告
 - 銀行融資の条件等
- ※現段階では、支援内容の詳細が決まっていない。今後、各支援制度が創設されていく可能性がある。
※市民にとっては、各種支援が受けられないかもしれないが、罹災証明書を発行してもらったほうが有利になる可能性がある。

■応急仮設住宅について

①応急仮設住宅の概要

- 建設予定地 輪島地区：宅田町(20)
門前地区：門前町館(30) 門前町道下(60)
- 完成予定日 凡そ4月末日ぐらい

②入居者希望調査

- 入居希望者を把握するための入居希望仮調査を実施中。(4月8日まで)
- 希望者には、「応急仮設住宅入居希望仮調査書」を市庁舎1F、門前支所1F、各避難所まで提出してもらう。(既に提出済み済ませたものは不要なし。)

③入居申込

- 正式の入居申込みの受付は後日あらためて行う。
- 仮設住宅に入居できる人は、地震で全壊などの被害を受け、住宅の再建までの期間、住宅を確保出来ない人。(入居条件・優先順位は未定)

※今回の調査は、仮設住宅を必要とする人数を把握するために実施するもので、正式な入居申込み・受付は、後日、改めて行う。

■災害ゴミ関係の処理について

①家庭で発生した災害ゴミの収集について

- 出来る範囲で「もやせるゴミ」「もやせないゴミ」「資源ゴミ」に分別してもらう。
- 収集日は収集カレンダーのとおりで収集し、収集場所も通常どおり。
- 指定ゴミ袋に入れなくてもよいが、収集車で運べる範囲の量のみ。
(大量のゴミは自己搬入してもらう。)
- 災害によって発生した廃家電(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等)は、クリーンセンターへ搬入してもらう。

②災害ゴミの自己搬入について

- 「もやせるゴミ」は、クリーンセンターまたは施設組合クリーンセンターへ
 - 「もやせないゴミ」は、クリーンセンターまたは山中最終処分場へ
 - 「資源ゴミ」は、クリーンセンター宅田分場へ
- ※災害によって発生したゴミは、受付で申し出る処理手数料が免除される。

③倒壊した家屋のゴミについて

- 被災家屋の被害程度調査によって「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された家屋の解体撤去は、申請によって市が処理する。(詳細は地震被害者支援に向けて(発行までの流れ)参照)

■地震災害特別相談会について

輪島商工会議所において地震の被害に対応するため、国民生活金融公庫・中小企業金融公庫・住宅金融支援機構・石川県建築設計事務所協会の協力を得て緊急に相談窓口を開設。

①住宅金融・住宅に関する相談

- 住宅金融支援機構 場所 輪島商工会議所(文化会館5F)

相談日	4月4日(水) 10:00~17:00
	5日(木) 9:00~17:00
	6日(金) 9:00~17:00
- 住宅金融支援機構・石川県建築設計事務所協会

相談日	4月7日(土)~11日(水) 10:00~15:00
	場所 門前総合支所
	4月12日(木)~15日(日) 10:00~15:00
	場所 輪島商工会議所

②金融(事業に関するもの)

- 国民生活金融公庫 場所 輪島商工会議所

相談日	4月2日(月) 13:00~19:00
	3日(火) 9:00~17:00
	7日(土)~22日(日) 休まず窓口開きます。
	※日曜日 9:00~17:00 月曜日~土曜日 9:00~19:00
 - 中小企業金融公庫 場所 輪島商工会議所

相談日	4月2日(月) 13:00~17:00
	3日(火) 9:00~17:00
- ※混雑するおそれがありますので、お越しになる前に要予約(TELにて)。
問合せ TEL 0768-22-7777
輪島商工会議所 輪島市河井町20-1-1
(輪島市文化会館 5階)

8 仮設住宅の概要

寒冷地仕様のプレハブ式仮設住宅で、部屋の種類と想定される世帯人数は次のとおりとなります。

なお、駐車場（使用料無料）はできる限り敷地内に設けさせていただきます。

- ・単身用 : 198㎡ / 1DK
- ・小家族用（4人まで）: 297㎡ / 2DK
- ・大家族用（5人まで）: 396㎡ / 3K

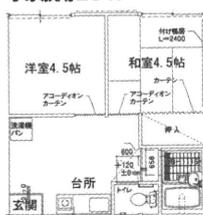
仮設住宅（参考：提供（社）プレハブ建築協会）



単身用1DK



小家族用2DK

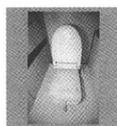


大家族用3K



9 仮設住宅の場所及び戸数

- ① 道下仮設住宅 150戸
- ② 館仮設住宅 30戸
- ③ 宅田仮設住宅 20戸
- ④ 山岸仮設住宅 50戸

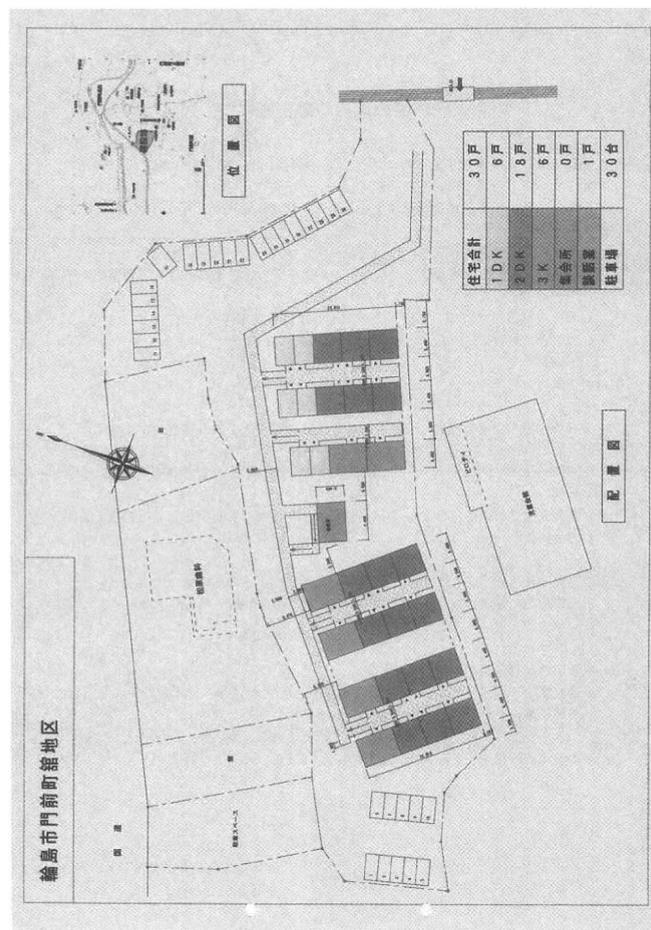
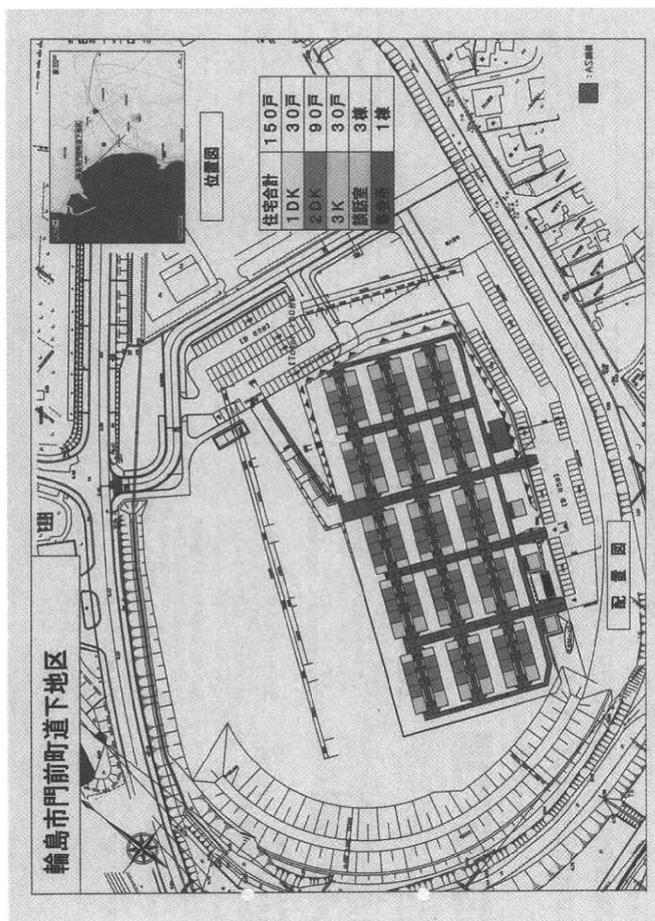
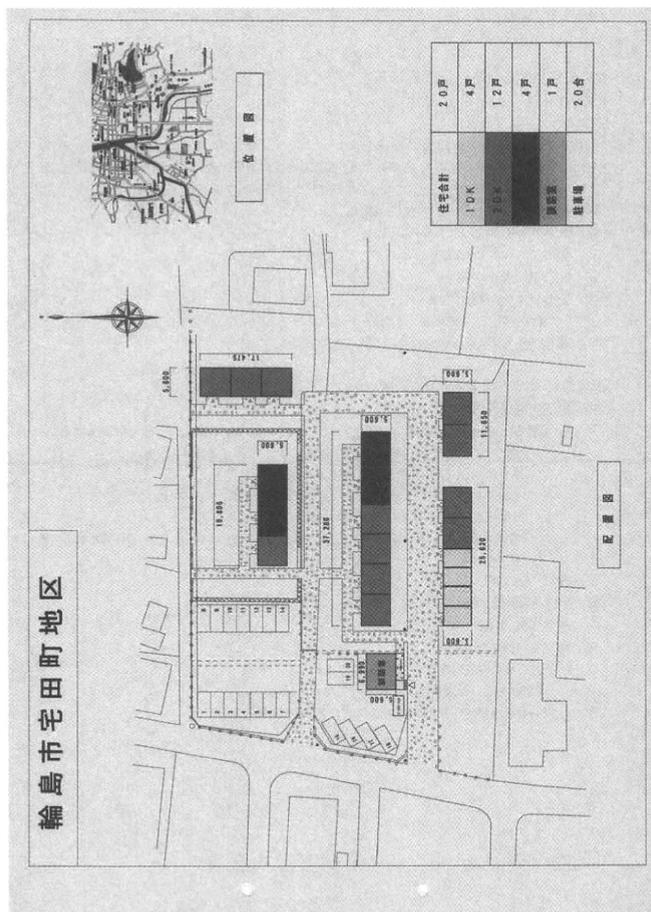


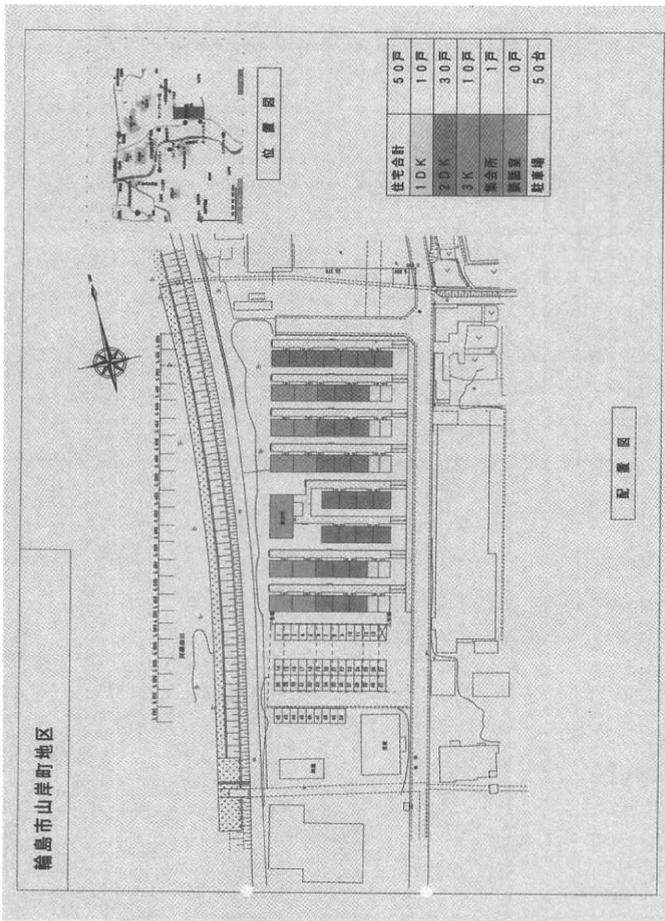
応急仮設住宅の入居申込みに関するお問い合わせ先

■ 福祉環境部 市民課 電話 (0768) 23-1131 (直通)

■ 門前総合支所 市民課 電話 (0768) 42-9916 (直通)
有線電話 2022 / 2030

がんばる輪島 元気な能登





1 激甚災害制度の概要

激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚災害法」という。)に基づく制度であり、政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。

なお、激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている、「激甚災害指定基準」(本激の基準)及び「局地激甚災害指定基準」(局激の基準)による。

2 激甚災害法に基づく主要な適用措置(本激)

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置を選択して適用する。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等^(注)に関する特別の財政援助(第2章:第3条、第4条)
 - (注) 公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、堆積土砂排除事業等
- ② 農林水産業に関する特別の助成
 - イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (第5条)
 - ロ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (第6条)
 - ハ 天災融資法の特例 (第8条)
 - ニ 土地改良区等の行う潜水排除事業に対する補助 (第10条)
 - ホ 共同利用小型漁船の建造費の補助 (第11条)
 - ヘ 森林災害復旧事業に対する補助 (第11条の2)
- ③ 中小企業に関する特別の助成
 - イ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (第12条)
 - ロ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間等の特例 (第13条)
- ④ その他の特別の財政援助及び助成
 - イ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (第16条)
 - ロ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (第17条)
 - ハ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (第22条)
 - ニ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (第24条)

3 激甚災害指定基準(本激)

激甚災害法適用事項	適用措置	指定基準
第2章(第3条、第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標準税収入×0.5% B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標準税収入×0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額>当該都道府県の標準税収入×25% 又は (2) 県内市町村の査定見込額>県内全市町村の標準税収入×5% ……の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額>全国農業所得推定額×0.5% B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額>当該都道府県の農業所得推定額×4% 又は (2) 一の都道府県の査定見込額>10億円……の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額>全国農業所得推定額×1.5%で第9条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合は除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額>全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4) 漁業被害見込額>全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合は除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5% B 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者>当該都道府県の農業者×3% ……の県が1以上 ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準により認められるものについては、災害の発生つど被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	A 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×5% B 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の生産林業所得推定額×60% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1% ……の県が1以上 ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2%

第13条	小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	B 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円 ……の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第17条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	
第19条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数≥4,000戸 B (1) 被災地全域滅失戸数≥2,000戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥200戸又は住宅戸数の1割以上 ……の市町村が1以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数≥1,200戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥400戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。
第7条	罹災者等の施設災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う潜水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	雇用促進法による労働者給付の支給に関する特例	
第25条		

4 激甚災害法に基づく主要な適用措置(局激)

(1) 局地激甚災害

激甚災害指定基準(本激)では、全国を単位として積み上げられた被害額を基準としているため、激甚災害制度の創設(昭和37年)当初は、ある特定地域に激甚な被害を及ぼした災害であっても、全国レベルで見ればさほどの被害とはならず、指定基準を越えられない(激甚災害として指定されない)という状況が生じていた。

そこで、市町村単位の被害額を基準とする局地激甚災害指定基準を昭和43年に創設し、限られた地域内で多大な被害を被った地域に対して各種の特例措置が適用されることとした。

俗に、従来の全国レベルの激甚災害は「本激」と、局地激甚災害は「局激」と呼ばれている。

(2) 局地激甚災害指定により適用される措置（局激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置を選択して適用する。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第2章：第3条、第4条）
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）
- ④ 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）
- ⑤ 中小企業に関する特別の助成（第12条、第13条）
- ⑥ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

(3) 本激と局激の違い

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。

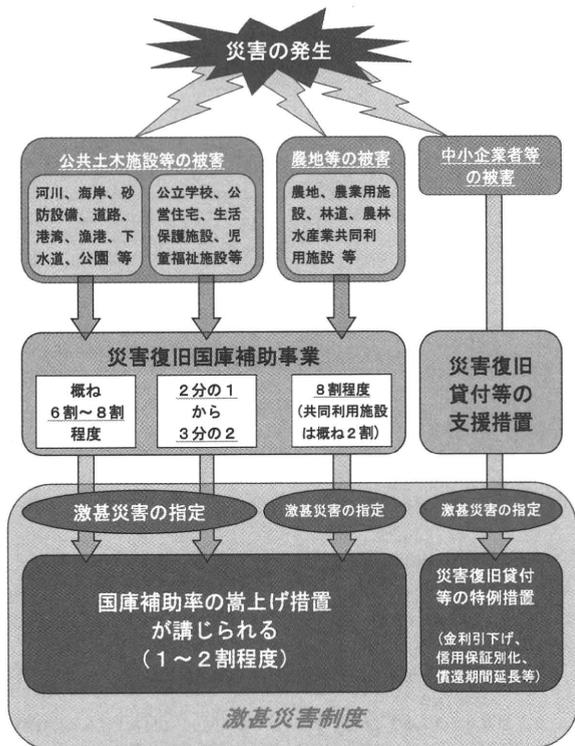
ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

5 局地激甚災害指定基準

激甚災害法適用事項	適用措置	指定基準
第2章（第3条、第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。) ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなる見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね十未満のものを除く。）
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	(2) 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなる見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね十未満のものを除く。）

第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(2) 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなる見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね十未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、当該市町村内の漁船等の被害額 > 当該市町村の漁業所得推定額×10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	(3) 当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) > 当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門)×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ (1) 大火による災害にあっては、要復旧見込面積 > 300ha 又は (2) その他の災害にあっては、要復旧見込面積 > 当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%
第12条 第13条	中小企業信用保証法による災害関係保証の特例 小規模企業等政務導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	(4) 中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。

激甚災害制度の概要図



4月25日(水) 公布

平成19年4月
内閣府

「平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費等が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。今回は、平成19年能登半島地震について、局地的な災害によって大きな復旧費用が必要となった市町村を単位として、局地激甚災害の指定を行うこととしました。また、これに併せ、局地激甚災害の早期指定を可能とする内容の指定基準の改正を行いました。

I 背景

3月25日9時42分頃、能登半島沖の深さ11kmを震源とするマグニチュード6.9(暫定値)の地震が発生し、石川県七尾市、輪島市、鳳珠郡穴水町で震度6強を、石川県羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡能登町で震度6弱を観測したほか、北陸地方を中心に北海道から中国及び四国地方にかけて震度5強〜1を観測しました。これにより、石川県を中心に大きな被害が生じました。

<参考：石川県における被害の状況>

	公共土木施設等	農地等	中小企業関係
復旧事業費の見込額	231億円	18億円	399億円※

(※被害額)

II 政令の概要

今回の政令は、局地激甚災害指定基準に照らし、平成19年能登半島地震について、激甚災害の指定を行うものです。具体的な対象区域及び適用措置は以下の通りです。

【対象区域及び適用措置】

- 石川県鳳珠郡能登町（2章、5条、6条、24条）
- 石川県七尾市（2章、12条、13条、24条）
- 石川県輪島市（2章、5条、6条、12条、13条、24条）
- 石川県羽咋郡志賀町（2章、5条、6条、12条、13条、24条）
- 石川県鳳珠郡穴水町（2章、5条、6条、12条、13条、24条）
- 石川県珠洲市（5条、6条、24条）

III 局地激甚災害指定基準の改正

従来の局地激甚災害指定基準では、公共土木関係及び農地等の措置については、確定した査定事業費を指標として用い、年度末に一括して指定を行っていました。

今回、この指定基準を見直し、公共土木関係及び農地等の措置について、査定見込額が明らかに現行の指定基準を超える見込まれる場合には、中小企業関係の特例又は森林関係の措置と同一政令において、早期に指定を行えることとしました。

政令第百六十二号

平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法律」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十九年能登半島地震による災害で、次に掲げる市町の区域に係るもの	

<参考：措置の概要>

（法第2章）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等（以下「負担法等」という。）の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（70%→81%（全体平均、過去5年間の実績））

（法第5条）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（84%→94%（農地、過去5年間の実績））

（法第6条）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（20%→30-90%）

（法第12条）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引き上げ及び保険料率の引き下げの特例措置を講ずる。

（法第13条）小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
小規模企業者等設備導入資金助成法の貸付金等について、その償還期間を2年以内において延長する。

（法第24条）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

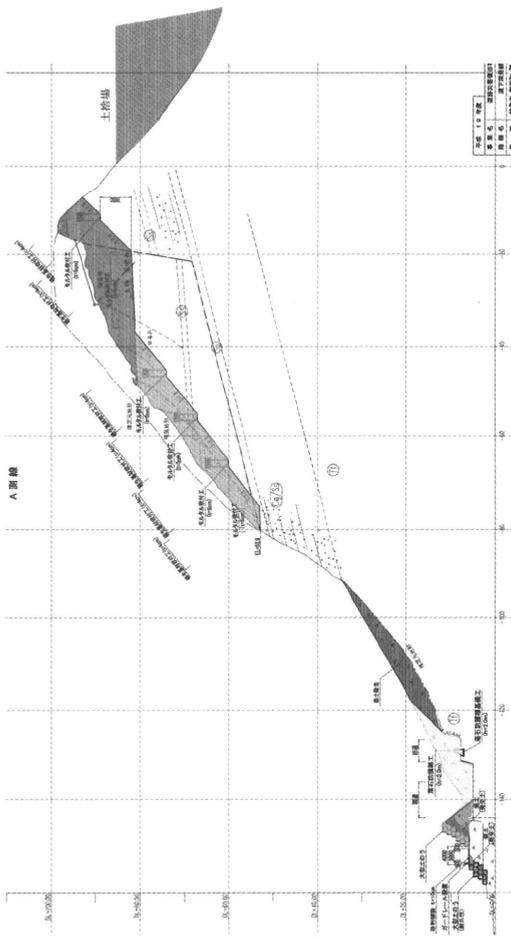
附 則

この政令は、公布の日から施行する。

イ 石川県鳳珠郡能登町	法第三条から第六条まで及び第二十四条に規定する措置
ロ 石川県七尾市	法第三条、第四条、第十二条、第十三条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
ハ 石川県輪島市、羽咋郡志賀町及び鳳珠郡穴水町	法第三条から第六条まで、第十二条、第十三条及び第二十四条に規定する措置
ニ 石川県珠洲市	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

（都道府県に係る特例）

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、



住宅の応急修理制度について《輪島市・被災者用》 2007.4.27

「能登半島地震」及びその後の余震により、「全壊・大規模半壊または半壊した住宅」を市町が事業者に委託して一定程度の範囲内で修理する制度です。

1 対象区域等

七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町
(H19.4.11現在、珠洲市、能登町には制度の対象となる半壊以上の被害なし)

2 対象世帯

次のすべての要件を満たす世帯

- ① 大規模半壊または半壊の被害を受けたこと。
*但し、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。
- ② 応急処理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなる見込まれること。
- ③ 応急仮設住宅(民間借上げ住宅含む。)を利用しないこと。

3 所得制限等

平成17年の世帯全体の年収等

- ① 世帯全体の年収が500万円以下の場合
- ② 世帯全体の年収が500万円超、700万円以下で、かつ、世帯主が45歳以上又は要支援世帯
- ③ 世帯全体の年収が700万円超、800万円以下で、かつ、世帯主が60歳以上又は要支援世帯

4 住宅の応急修理の内容

住宅の応急修理は居室、炊事場、便所等日常生活に必要な欠くことの出来ない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所に限られる。

＜応急修理の範囲の例＞

- ① 屋根・柱・床・外壁・基礎等
- ② ドア・窓等の開口部
- ③ 上下水道・電気・ガス等の配管、配線
- ④ 衛生設備

- * 地震の被害と直接関係のある修理のみが対象です。
- * 内装に関するものは、原則として対象外です。
- * 家電製品は対象外です。

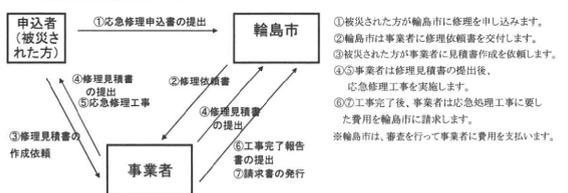
5 限度額

- ① 1世帯あたりの限度額は500,000円です。
- ② 同一住宅(1戸)に2以上の世帯が居住している場合でも、上記①の1世帯あたりの限度額以内です。

6 応急修理完成期日

平成19年7月24日(火)

7 住宅の応急修理の手続き(一例)



8 問い合わせ先

輪島市被災者生活再建支援窓口 電話:0768-23-1100

住宅の応急修理制度について《輪島市・業者用》 2007.4.27

「能登半島地震」及びその後の余震により、「全壊・大規模半壊または半壊した住宅」を市町が事業者に委託して一定程度の範囲内で修理する制度です。

1 対象区域等

七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町
(H19.4.11現在、珠洲市、能登町には制度の対象となる半壊以上の被害なし)

2 対象世帯

次のすべての要件を満たす世帯

- ① 大規模半壊または半壊の被害を受けたこと。
*但し、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。
- ② 応急処理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなる見込まれること。
- ③ 応急仮設住宅(民間借上げ住宅含む。)を利用しないこと。

3 所得制限等

平成17年の世帯全体の年収等

- ① 世帯全体の年収が500万円以下の場合
- ② 世帯全体の年収が500万円超、700万円以下で、かつ、世帯主が45歳以上又は要支援世帯
- ③ 世帯全体の年収が700万円超、800万円以下で、かつ、世帯主が60歳以上又は要支援世帯

4 住宅の応急修理の内容

住宅の応急修理は居室、炊事場、便所等日常生活に必要な欠くことの出来ない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所に限られる。

＜応急修理の範囲の例＞

- ① 屋根・柱・床・外壁・基礎等
- ② ドア・窓等の開口部
- ③ 上下水道・電気・ガス等の配管、配線
- ④ 衛生設備

- * 地震の被害と直接関係のある修理のみが対象です。
- * 内装に関するものは、原則として対象外です。
- * 家電製品は対象外です。

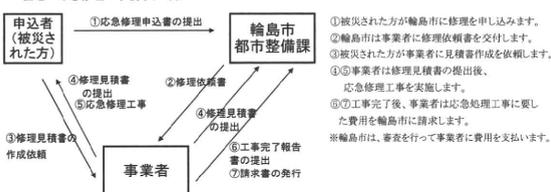
5 限度額

- ① 1世帯あたりの限度額は500,000円です。
- ② 同一住宅(1戸)に2以上の世帯が居住している場合でも、上記①の1世帯あたりの限度額以内です。

6 応急修理完成期日

平成19年7月24日(火)

7 住宅の応急修理の手続き(一例)



8 問い合わせ先

輪島市都市整備課 電話:0768-23-1156 FAX:0768-23-1198

住宅の応急修理にかかる工事例

1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修(瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む)
- ② 傾いた柱の家起こし(筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る)
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修(床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。但し、一戸当たり6畳を限度とする。)
- ⑤ 壊れた外壁の補修(土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む)
- ⑥ 壊れた基礎の補修(無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。)
- ⑦ 壊れた戸、窓の補修(破損したガラス、カギの取替を含む)
- ⑧ 壊れた吸排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修(配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む)
- ⑩ 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修(スイッチ、コンセント、ブレーケット、ガス栓、ジャックを含む)
- ⑪ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替(便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。)

2 応急修理の基本的考え方

- ① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
(例)○壊れた屋根の補修(屋根葺き材の変更は可)
○壊れた便器の取り替え(×洗浄機能等の付帯したものは不可)
○割れたガラスの取り替え(取り替えるガラスはペアガラスでも可)
×壊れていない便器の取り替え
×古くなった壁紙の貼り替え
×古くなった屋根葺き材の取り替え
- ② 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱いとする。
・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度とする。
・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
(例)×壊れた石膏ボードのみの取り替え
×畳や壁紙のみの補修
- ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。
(例)○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④ 家電製品は対象外である。

工事完了報告書

輪島市長 梶 文秋 様

登録番号
指 定 業 者 名

次の被災者住宅について、別添修理見積書(写)のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

- 1 被災者住所・氏名
- 2 対象住宅所在地
- 3 受付番号
- 4 完了年月日 平成 年 月 日

(添付書類)
修理見積書(写)
工事写真(施工前、施工中、施工後)

回覧

被災者の皆様へ

石川県知事 谷本 正憲
輪島市長 梶 文秋

能登半島地震災害義援金の第2次配分について(お知らせ)

能登半島地震により被害を受けられた皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

災害義援金の配分については、5月から順次行ってきましたが、配分後も県内外の多くの方々から温かい気持ちによせられました。つきましては、石川県及び輪島市の災害義援金配分委員会などの決定を受け、下記のとおり、義援金の第2次配分を行いますのでお知らせいたします。

なお、配分額につきましては、既に石川県で内定されていましたが、その後、変更されたためマスコミ等で報道された金額と異なっておりますので、ご了承下さい。

記

- 1 配分額
 - ①全壊 900,000円
 - ②大規模半壊・半壊 450,000円
 - ③一部損壊 10,000円
- 2 配分の対象となる方
義援金の第1次配分を受領された方です。再度、申請をしていただく必要はありません。
- 3 支払い方法、時期
前回の振込先と同じ金融機関の口座に平成19年10月31日までに振り込みます。
- 4 口座、名義に変更がある場合
10月12日(金)までに認印と変更後の預金通帳を持参のうえ、前回申請された窓口で手続きをさせていただきます。
・全壊・大規模半壊・半壊の方は、復興支援室
・一部損壊の方は市民課

第1次配分で受領されていない方につきましては、改めてご案内いたします。

【問い合わせ先】
輪島市役所市民課 電話23-1131
復興支援室 電話23-1100
門前総合支所市民課 電話42-9916

平成19年10月0日

記

- 1. 義援金第2次配分額
800,000円(全壊)
- 2. 入金口座
〇〇銀行 〇〇支店
振込名:ワシマン キエンキン2
- 3. 入金予定時期
平成19年10月0日

石川県知事 谷本正憲
輪島市長 梶 文秋

能登半島地震災害義援金の第2次配分について
(お知らせ)

能登半島地震により被害を受けられた皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。災害義援金の配分については、第1次配分として順次行って参りましたが、その後も県内外の多くの方々より温かい気持ちがお寄せされました。つきましては、次のとおり義援金第2次配分を行いますのでお受け取りください。皆様には、ご不自由な生活が続いておられると恐ろしいですが、一日でも早く生活が再建できますよう心からお祈り申し上げます。

928-8525
輪島市二ツ屋町2字29番地
輪島市役所 梶 文秋

928-8525
輪島市二ツ屋町2字29番地
輪島市役所
災害復興支援室
電話0768-231100

平成19年能登半島地震

能登半島地震災害義援金の配分について

実行:輪島市災害対策本部(平成19年5月1日)

被災者の皆様へ

石川県知事 谷本正憲
輪島市長 梶 文秋

能登半島地震災害義援金の配分について(お知らせ)

能登半島地震により被害を受けられた皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。さて、このたびの被害に対しまして、県内外の多くの方々から災害義援金がお寄せされました。つきましては、できる限り早くお配りしたいと存じますので、被害を受けられた方は、下記により必要な手続きをしていただきたいと思います。皆様には、ご不自由な生活が続いておられることと恐ろしいですが、一日でも早く生活が再建できますよう、心からお祈り申し上げます。

記

次の1~6項目をご確認のうえ申請ください。

1 義援金の配分基準

被災区分	配 分 額	
	石 川 県	輪 島 市
死者	40万円/人	80万円/人
人的被害	35万円/人	40万円/人
全壊	70万円/世帯	80万円/世帯
住家被害	35万円/世帯	40万円/世帯
大規模半壊・半壊	1万2500円/世帯	2万円/世帯
一部損壊		

2 今回申請が必要な方

- (1) 住家被害(住居の本壊である住家の世帯主)【一部損壊】
 - (2) 重傷者(要治療認定日数1ヶ月以上の負傷)
- 全壊、大規模半壊・半壊の被害者は、被災発生時避難先等にまつ即成金とあわせて被災3年後の口座に振り込まれますので、義援金の第2次配分申請は必要ありません。被災者生活再建支援金の受給をされている方は、必ず申請書に被災者生活再建支援金の申請状況をご記入ください。

平成19年 月 日

能登半島地震災害義援金配分申請書

輪島市長 梶 文秋 宛

次のとおり、義援金の配分を申請します。

1 申請義援金 金20,000円(一部損壊用)

世帯主氏名	〒 輪島市 町	印
ご住所	電話番号()	
備 考	【一部損壊】とは、住家の壁や天井の一部落下、風呂のタイルの落下など、修繕の準備がないが、修理を必要とする住家被害(5万円以上)とします。(市の発行する「1」災害証明書は不要です。) *住家被害(5万円以上)修理費の取戻率または修理期間等については、多いため1年間取戻していただく。	

2 振り込み先口座

世帯主名義の通帳とその通帳の裏紙を頂いた1ページ目印鑑きの写し(A4サイズでコピーしたもの)をご持参ください。(口座名義人のカタカナ表記が記載されているページ)

3 注意事項

- (1) 申請者と世帯主が異なる場合は、世帯主の委任状(捺印)が必要です。
- (2) 振込口座名義と申請者が異なる場合は委任状が必要です。

市記入欄

受付番号	担当者印欄	支払欄
------	-------	-----

能登半島地震災害義援金配分申請書

平成 19 年 月 日
 能登市長 堀 文秋 宛
 次のとおり、義援金の配分を申請します。

1 申請義援金 金 400,000 円 (重傷者用)

氏名	(印)
ご住所	能登市 町 ()
備考	「重傷者」とは、今回の地震により負傷し、医師の治療を受け、または要する必要がある方のうち、1か月以上の治療を要する見込みのある方とします。 * 医師の診断書を添付してください。

2 振り込み先口座
 ご本人名義の通帳とその通帳の表紙を頂いた1ページ目印開きの写し (A4サイズでコピーしたものを) をご持参ください。(口座名義人のカタカナ表記が記載されているページ)

3 注意事項
 (1) 振込は本人または本人と生計を1つにする方となります。
 (2) 振込口座名義と申請者が異なる場合は、委任状が必要です。

受付番号	担当部署課	支払額

被災者生活再建支援窓口で取り扱う支援制度一覧

世帯の収入 (平成17年) 基準など	被災者生活再建支援制度 ※1				合計	住宅応急修理制度	
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊			
世帯全体の収入が500万円以下の場合 (世帯主の年齢不問)	全壊	単身世帯以外	100万円	200万円	100万円	400万円	X ※2
		単身世帯	75万円	150万円	75万円	300万円	
	大規模半壊	単身世帯以外	50万円	100万円	50万円	200万円	O
		単身世帯	37.5万円	75万円	37.5万円	150万円	
	半壊	単身世帯以外	50万円	100万円	50万円	200万円	O
		単身世帯	37.5万円	75万円	37.5万円	150万円	
世帯主が45歳以上または要援護世帯で世帯全体の収入が500万超、700万以下	全壊	単身世帯以外	50万円	100万円	100万円	250万円	X ※2
		単身世帯	37.5万円	75万円	75万円	187.5万円	
	大規模半壊	単身世帯以外	25万円	50万円	50万円	125万円	O
		単身世帯	18.75万円	37.5万円	37.5万円	93.75万円	
	半壊	単身世帯以外	25万円	50万円	50万円	125万円	O
		単身世帯	18.75万円	37.5万円	37.5万円	93.75万円	
世帯主が60歳以上または要援護世帯で、世帯全体の収入が700万超、800万以下	全壊	単身世帯以外	-	-	100万円	100万円	-
		単身世帯	-	-	75万円	75万円	
	大規模半壊	単身世帯以外	-	-	50万円	50万円	-
		単身世帯	-	-	37.5万円	37.5万円	
	半壊	単身世帯以外	-	-	50万円	50万円	-
		単身世帯	-	-	37.5万円	37.5万円	
一部損壊	被災者生活再建支援制度、住宅応急修理制度の適用はありません。その他、融資制度をご利用ください。					-	

※1 表に記載された金額のうち、背景が濃い部分は県と市の上乗せ制度として支給されます (その他は国の制度)。
 ※2 全壊でも修理して住む場合、対象となることがあります。
 上記金額は、いずれも上限金額となります。

全壊した家屋の除去でお困りの方は…
 家屋…住宅 (併用住宅含む)、倉、納屋、車庫
 環境対策課
 市役所本庁舎 2階 ☎23-1853 (直通)

被災者支援に関する
 各種制度の概要



- 3 申請に必要なもの
 (1) 通帳の口座名義人のカタカナ表記が記載されているページのコピー
 (2) 重傷者の場合は、医師の診断書 (診断書発行に係る費用は個人負担となります)。
 4 申請の手続き方法
 申請書に必要事項を記入し、本庁舎市民課および支所、各出張所または門前総合支所市民課の窓口にご持参されるか、もしくは郵送で申請してください。
 5 申請期間
 5月2日 (水) から6月29日 (金) (土日祝日を除く)。
 ※郵送による申請は6月30日 (土) 必着です。
 6 配分方法
 申請書提出後、1か月を目途に前記の申請口座に振り込みを行います。
 (入金の際は「いはいまじん」)

住宅の応急修理制度
 修理工事費は7月24日 (水) までとなります。
 1 別荘用で「半壊」「大規模半壊」の方で応急修理を考えている方は、お早めに申請書と申請書窓口 (本庁舎、門前総合支所) でご確認ください。
 問い合わせ先 災害復興課 ☎23-1100
 問い合わせ先 災害復興課 ☎23-1100
 能登半島地震による家電製品4品目の受け入れ終了のお知らせ
 能登クリンセンターでは、災害ごみとして「テレビ」「冷蔵庫」「洗濯機」「エアコン」を受け入れることができます。
 5月11日 (金) で受け入れを終了いたします。
 以降は、市の施設まで持ち込まれることとなります。ご不明な点は、お問い合わせ先 環境対策課 ☎23-1853 までお問い合わせください。

支援制度の適用早見表

区分	支援を受けられる住宅の種類		備考
	全壊/大規模半壊	半壊/一部損壊	
国の制度	O	X	生活物資の購入、被災住宅の解体、所管部局あり
市、県の制度	O	O	生活物資の購入、被災住宅の解体、所管部局あり
住宅の応急修理制度 (注1)	X	O	住宅の応急修理

注1 全壊でも修理して住む場合、対象となる場合があります。

支援窓口について

- (1) 被災者となる方
 被災者に直接に居住している住宅の「全壊」「大規模半壊」「半壊」の状況確認を行う方
 (2) ご持参いただくもの
 ① 印鑑 (捺印)
 ② 本人確認ができるもの (運転免許証、健康保険証など)
 ③ 被災者となる住宅の住所が不明な場合は住所表示番号等
 ④ 申請書の提出に必要となる書類 (被災状況、被災状況、口座番号、口座名義人の住所) (注2)
 (3) 申請書の提出先 (注3)
 ① 各市区町村の被災者生活再建支援窓口
 ② 被災者生活再建支援窓口 (注4)
 ③ 被災者生活再建支援窓口 (注5)

注2 被災者となる住宅の「全壊」「大規模半壊」「半壊」の状況確認を行う方
 注3 被災者となる住宅の住所が不明な場合は住所表示番号等
 注4 被災者となる住宅の住所が不明な場合は住所表示番号等
 注5 被災者となる住宅の住所が不明な場合は住所表示番号等

地区名	日付	受付場所	受付時間
能登市	4/17~4/18	総合支所1階	(土、日) 9時~17時
門前	4/19~4/20	総合支所1階	(日、月) 9時~17時
羽村	4/21,23~4/24	本庁舎1階	(日、月) 9時~17時
上平、中平、下平	4/25~4/27	総合支所1階	(日、月) 9時~17時
黒島、本郷、七浦	4/28~4/30	本庁舎1階	(日、月) 9時~17時
能登市、大島、三本、飯島、西原	4/28~4/30	本庁舎1階	(日、月) 9時~17時

注1 被災者となる住宅の住所が不明な場合は住所表示番号等
 注2 被災者となる住宅の住所が不明な場合は住所表示番号等
 注3 被災者となる住宅の住所が不明な場合は住所表示番号等
 注4 被災者となる住宅の住所が不明な場合は住所表示番号等
 注5 被災者となる住宅の住所が不明な場合は住所表示番号等

被災者生活再建支援窓口を開設します。
 被災者生活再建支援窓口 総合調整チーム ☎23-1100
 発行：能登市災害対策本部 [平成19年4月16日]
 平成19年度能登半島地震
 被災者生活再建支援窓口 第3号

市では、能登半島地震で被災された方々の一日でも早い生活の再建を支援するために専用窓口を開設し、各種支援制度の説明や申請の受付を行います。なお、大変混雑することが考えられますので、円滑な窓口対応を実施するため、まずは地区別に優先する日程を組んで受付をおこないます。1ヶ月程度で全ての地区が完了する見込みとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

入居調整が完了するまで、予め規制に余裕を持たせてください。

窓口で取り扱う支援制度 (制度一覧表)

- (1) 被災者生活再建支援制度
 ① 生活関係経費…生活に必要な物品の購入や災害による医療費、引っ越し費用等を支給します。
 ② 住宅関係経費…住宅の解体、撤去費、住宅の建設や購入するための利子や保証料、入居調整費用…生活に必要な物品の購入や災害による医療費、引っ越し費用等を支給します。
 ③ 住宅関係経費…住宅の解体、撤去費、住宅の建設や購入するための利子や保証料、入居調整費用…生活に必要な物品の購入や災害による医療費、引っ越し費用等を支給します。
 (2) 住宅応急修理制度…大規模半壊または半壊の住宅で、日常生活に必要な最低限度の居住環境を確保するための修理費用を、市が50万円を上乗せして支給する制度です。
 (3) 被災者生活再建支援制度…大規模半壊または半壊の住宅で、日常生活に必要な最低限度の居住環境を確保するための修理費用を、市が50万円を上乗せして支給する制度です。
 (4) 被災者生活再建支援制度…大規模半壊または半壊の住宅で、日常生活に必要な最低限度の居住環境を確保するための修理費用を、市が50万円を上乗せして支給する制度です。
 (5) 被災者生活再建支援制度…大規模半壊または半壊の住宅で、日常生活に必要な最低限度の居住環境を確保するための修理費用を、市が50万円を上乗せして支給する制度です。
 (6) 被災者生活再建支援制度…大規模半壊または半壊の住宅で、日常生活に必要な最低限度の居住環境を確保するための修理費用を、市が50万円を上乗せして支給する制度です。
 (7) 被災者生活再建支援制度…大規模半壊または半壊の住宅で、日常生活に必要な最低限度の居住環境を確保するための修理費用を、市が50万円を上乗せして支給する制度です。
 (8) 被災者生活再建支援制度…大規模半壊または半壊の住宅で、日常生活に必要な最低限度の居住環境を確保するための修理費用を、市が50万円を上乗せして支給する制度です。
 (9) 被災者生活再建支援制度…大規模半壊または半壊の住宅で、日常生活に必要な最低限度の居住環境を確保するための修理費用を、市が50万円を上乗せして支給する制度です。
 (10) 被災者生活再建支援制度…大規模半壊または半壊の住宅で、日常生活に必要な最低限度の居住環境を確保するための修理費用を、市が50万円を上乗せして支給する制度です。
 (11) 被災者生活再建支援制度…大規模半壊または半壊の住宅で、日常生活に必要な最低限度の居住環境を確保するための修理費用を、市が50万円を上乗せして支給する制度です。

災害からの一日も早い復興を成し遂げるためには、まず被災者自らが生活再建への意欲を持ち、様々な人々との協働や支援制度の活用を図りながら、取り組んでいくことが大切です。

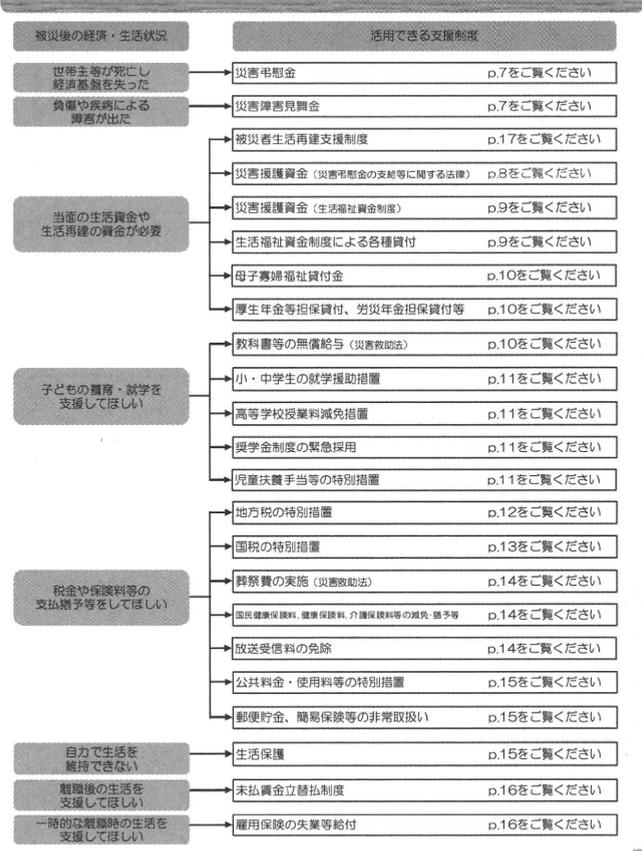
また、暮らしの場である地域の復興のために、地域の住民同士が助け合い、取り組んでいくことも大切です。

国では、被災者の生活再建への取り組みを支援するため、各種の支援制度を用意しております。

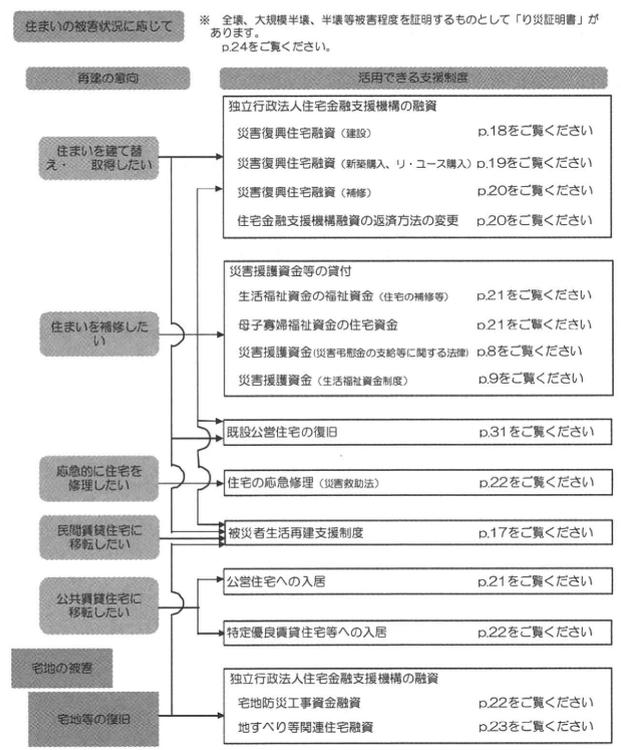
このパンフレットは、皆さまが各種の支援制度を最大限に活用しながら生活再建や地域の復興に向けて取り組むことができるよう、これら支援制度をわかりやすくまとめたものです。

あわせて、災害による被害を軽減し、速やかに復興を成し遂げるためには、日頃からの取り組みも大切です。「自分の身は自分で守り」「自分たちの地域は自分たちで守る」ために、日頃から防災対策に取り組んでいただければと思います。

経済・生活面の支援 ～被災後の暮らしの状況から支援制度を探そう～

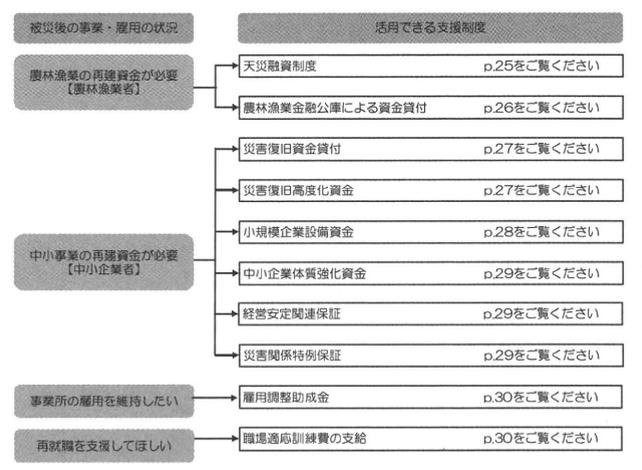


住まいの確保・再建のための支援 ～住まいの被災状況と再建の意向から支援制度を探そう～



※この他、地方公共団体が自主性と創意工夫を生かして地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備や良好な居住環境の形成を推進することができるようにするための制度として「地域住宅交付金制度」があります。詳しくは、p.34をご覧ください。

中小企業・自営業への支援 ～事業再建のための支援制度を探そう～



安全な地域づくりへの支援 ～地域づくりのための支援制度を探す～

再建の意向	活用できる支援制度
被災者向けの公営住宅を整備したい	災害公営住宅の整備 p.31をご覧ください
既設の公営住宅を復旧したい	既設公営住宅の復旧 p.31をご覧ください
再開発したい	市街地再開発事業 p.31をご覧ください
市街地の基盤整備をしたい	土地区画整理事業 p.32をご覧ください
	街なみ環境整備事業 p.32をご覧ください
	住宅市街地基盤整備事業 p.32をご覧ください
	住宅市街地総合整備事業 p.32をご覧ください
住環境と住宅を整備したい	住宅地区改良事業 p.33をご覧ください
	小規模住宅地区等改良事業 p.33をご覧ください
	優良建築物等整備事業 p.33をご覧ください
安全確保のため移転したい	防災集団移転促進事業 p.33をご覧ください
	がけ地近接等危険住宅移転事業 p.34をご覧ください
がけ崩れを防ぎたい	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 p.34をご覧ください

※この他、地方公共団体が自主性と創意工夫を生かして地域における住宅に対する多様な需要に応じた公営賃貸住宅等の整備や良好な居住環境の形成を推進することができるようにするための制度として、「地域住宅交付金制度」があります。詳しくは、p.34をご覧ください。

経済・生活面の支援

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：500万円を超えない範囲内で支給 ・その他の者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内で支給
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方）のご遺族です。 ●支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。 ※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居から5世帯以上滅失した災害等です。
お問い合わせ	市町村

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円を超えない範囲内で支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円を超えない範囲内で支給
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 <ol style="list-style-type: none"> ① 両眼が失明した人 ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を失った人 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④ 胸部臓器の機能を著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤ 両上肢をひざ関節以上で失った人 ⑥ 両上肢の用を全廃した人 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧ 両下肢の用を全廃した人 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 ※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居から5世帯以上滅失した災害等です。
お問い合わせ	市町村

制度の名称	災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）																						
支援の種類	貸付																						
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">貸付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">貸付利率 年3%（据置期間中は無利子） 据置期間 3年以内（特別の場合5年） 償還期間 10年以内（据置期間を含む）</p>	貸付限度額		①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円
貸付限度額																							
①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																							
ア 当該負傷のみ	150万円																						
イ 家財の3分の1以上の損害	250万円																						
ウ 住居の半壊	270万円																						
エ 住居の全壊	350万円																						
②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																							
ア 家財の3分の1以上の損害	150万円																						
イ 住居の半壊	170万円																						
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円																						
エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																						
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊又は全壊・流出 ●所得制限があります。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害です。</p>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。										
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																						
1人	220万円																						
2人	430万円																						
3人	620万円																						
4人	730万円																						
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																						
お問い合わせ	市町村																						

制度の名称	災害援護資金（生活福祉資金制度）								
支援の種類	融資								
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害を受けたことによる困難から自立更生するのに必要な経費を貸し付けます。 ●住宅の補修、家財の購入に活用できます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年3%（据置期間中は無利子）</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>1年以内（災害の場合2年以内とすることができる）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年以内</td> </tr> </table>	貸付限度額	150万円	貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）	据置期間	1年以内（災害の場合2年以内とすることができる）	償還期間	7年以内
貸付限度額	150万円								
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）								
据置期間	1年以内（災害の場合2年以内とすることができる）								
償還期間	7年以内								
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得世帯、生活保護世帯が対象です。 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外になります。 								
お問い合わせ	都道府県、市町村、社会福祉協議会								

制度の名称	生活福祉資金制度による各種貸付								
支援の種類	融資								
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●生活福祉資金には、災害援護資金や住宅資金のほか、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯に対する緊急小口資金の貸付があります。緊急小口資金の貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年3%（据置期間中は無利子）</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>2か月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>4か月以内</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●このほか、生活福祉資金には、修学資金、更生資金、福祉資金、離職者支援資金、療養・介護等資金、長期生活支援資金などがあります。詳しくは都道府県、市町村、社会福祉協議会にご相談ください。 	貸付限度額	5万円	貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）	据置期間	2か月以内	償還期間	4か月以内
貸付限度額	5万円								
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）								
据置期間	2か月以内								
償還期間	4か月以内								
活用できる方	低所得世帯、生活保護世帯（一部の貸付金を除く）、障害者のいる世帯、要介護者のいる世帯								
お問い合わせ	都道府県、市町村、社会福祉協議会								

制度の名称	母子寡婦福祉貸付金
支援の種類	融資
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●母子寡婦福祉資金とは、母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。 ●事業開始資金、事業継続資金については、2年以内の範囲で据置期間を延長できます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ul style="list-style-type: none"> ①母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） ②母子福祉団体（法人） ③父母のいない児童（20歳以上） ●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ul style="list-style-type: none"> ①寡婦（かつて母子家庭の母であった者） ②40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
お問い合わせ	市町村

制度の名称	厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等						
支援の種類	融資						
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●恩給・共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 ●貸付限度額は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>250万円以内（ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内）</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>住宅などの資金や事業資金</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td>年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要</td> </tr> </table> ※金利については国民生活金融公庫にご確認ください。 	貸付限度額	250万円以内（ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内）	対象経費	住宅などの資金や事業資金	保証人等	年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要
貸付限度額	250万円以内（ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内）						
対象経費	住宅などの資金や事業資金						
保証人等	年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要						
活用できる方	●年金受給者の方が対象です。						
お問い合わせ	国民生活金融公庫						

制度の名称	教科書等の無償給与（災害救助法）
支援の種類	現物支給
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学生、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）が対象です。
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村

制度の名称	小・中学生の就学援助措置
支援の種類	給付
支援の内容	●災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●要保護世帯、準要保護世帯(市町村が要保護世帯に準ずる程度に困難していると認めた世帯)
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校

制度の名称	高等学校授業料減免措置
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学金及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。
活用できる方	●地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とする認められる方が対象です。
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校

制度の名称	奨学金制度の緊急採用
支援の種類	融資
支援の内容	●災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった生徒・学生に対して、奨学金の貸出（無利子）を緊急に交付・採用します。
活用できる方	●高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の生徒・学生
お問い合わせ	高等学校又は専修学校（高等課程の生徒：各学校、都道府県 大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程）の学生・生徒：各学校、独立行政法人日本学生支援機構

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
支援の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特別措置を講じます。
活用できる方	●障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
お問い合わせ	市町村

制度の名称	地方税の特別措置
支援の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができます。 ●徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。 ●期限の延長 災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限が延長されます。
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	都道府県、市町村にご相談、お問い合わせください。

制度の名称	国税の特別措置
支援の種類	軽減、猶予、延長
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。 ●予定納税の軽減 災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請をすることにより、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）することにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を得ることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、個別指定による場合と地域指定による場合とがあります。
活用できる方	<p>※申請の期限など詳しいことについては、最寄りの税務相談室か税務署にお尋ねください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雑損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。 ●予定納税の軽減については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受けた方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全額財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。 ●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。
お問い合わせ	税務署

制度の名称	葬祭費の援助実施（災害救助法）
支援の種類	現物支給
支援の内容	●遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって急急的に埋葬を行います。 ●災害救助法が適用された市町村において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の方が対象です。また、死亡した者の遺族がいない場合も対象です。
対象となる方	●災害救助法が適用された市町村において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の方が対象です。また、死亡した者の遺族がいない場合も対象です。
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村

制度の名称	国民健康保険料、健康保険料、介護保険料等の減免・猶予等						
支援の種類	減免、猶予						
支援の内容	●国民健康保険料や医療費の一部負担金、健康保険料、介護保険料等について、特別措置が講じられます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">国民健康保険料の納期限の延長及び一部負担金の減免</td> <td>国民健康保険の被保険者について、保険料の納期限の延長や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられます。</td> </tr> <tr> <td>健康保険料等の納期限の延長及び一部負担金の減免</td> <td>事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合があります。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合があります。</td> </tr> <tr> <td>介護保険料の納期限の延長・減免及び利用者負担額の減免</td> <td>介護保険料の納期限の延長・減免や利用者負担額の減免措置が講じられます。</td> </tr> </table>	国民健康保険料の納期限の延長及び一部負担金の減免	国民健康保険の被保険者について、保険料の納期限の延長や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられます。	健康保険料等の納期限の延長及び一部負担金の減免	事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合があります。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合があります。	介護保険料の納期限の延長・減免及び利用者負担額の減免	介護保険料の納期限の延長・減免や利用者負担額の減免措置が講じられます。
国民健康保険料の納期限の延長及び一部負担金の減免	国民健康保険の被保険者について、保険料の納期限の延長や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられます。						
健康保険料等の納期限の延長及び一部負担金の減免	事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合があります。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合があります。						
介護保険料の納期限の延長・減免及び利用者負担額の減免	介護保険料の納期限の延長・減免や利用者負担額の減免措置が講じられます。						
活用できる方	●保険者によって取扱が異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。						
お問い合わせ	市町村、健康保険組合、国民健康保険、社会保険庁						

制度の名称	放送受信料の免除
支援の種類	減免
支援の内容	●災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料が免除されます。 ●免除にあたっては、NHKが調査を実施した上で、免除の対象者を確定します。
活用できる方	●災害救助法が適用された区域内において、半壊・半壊又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している方 ●このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがあります。
お問い合わせ	日本放送協会

制度の名称	公共料金・使用料等の特別措置
支援の種類	減免
支援の内容	●災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。 ●電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。
活用できる方	●対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることとなります。
お問い合わせ	都道府県、市町村、関係事業者

制度の名称	郵便貯金、簡易保険等の非常取扱い
支援の種類	その他
支援の内容	●災害時において、緊急な需要を満たす必要があると認められたときには、被災地域に所在する郵便局において、次の非常取扱いを行うこととしています。 非常取扱いをするときは、郵便局の前に、その内容及び期間を掲示します。 ・家屋の倒壊や焼失等で通帳、証書、印章等をなくされた場合でも、ご本人と確認できれば郵便貯金の払戻しを実施します。 ・避難生活により、保険料の払込みが困難な方のため、保険料の払込みの猶予期間を延伸するほか、保険金、貸付金及び還付金の非常即時払等を実施します。
活用できる方	●郵便貯金利用者、簡易保険加入者の方が対象です。
お問い合わせ	日本郵政公社

制度の名称	生活保護
支援の種類	給付
支援の内容	●生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用が保護実施の前提となります。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ●扶助の基準は、厚生労働大臣が設定します。
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上で生活に困窮する方が対象です。
お問い合わせ	都道府県、市町村

	東京都区部等	地方部部等
標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	162,170円	125,680円
高齢者単身世帯（68歳）	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	121,940円	94,500円
母子世帯（30歳、9歳、3歳）	155,970円	120,870円

（平成18年度生活扶助基準）

制度の名称	未払賃金立替払制度
支援の種類	その他
支援の内容	●企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払います。 ●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。 ●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。
活用できる方	●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。 (1) 使用者が ① 1年以上事業活動を行っていたこと ② ア、法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）この場合は、破産管財人等に倒産の実事等を証明してもらう必要があります。 イ、事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行って下さい。 (2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること
お問い合わせ	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
支援の内容	●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特別措置を実施します。
活用できる方	●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。
お問い合わせ	公共職業安定所

住まいの確保・再建のための支援

制度の名称	被災者生活再建支援制度																					
支援の種類	給付																					
支援の内容	●災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 ●支給額は、下記の2つの支援金の合計額となります。 （世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額が3/4になります。） ■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="margin: 5px;"> <tr> <td></td> <td colspan="2">住宅の被害程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全壊等</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="margin: 5px;"> <tr> <td></td> <td colspan="3">住宅の再建方法</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借 （公営住宅を除く）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。</p>		住宅の被害程度			全壊等	大規模半壊	支給額	100万円	50万円		住宅の再建方法				建設・購入	補修	賃借 （公営住宅を除く）	支給額	200万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度																					
	全壊等	大規模半壊																				
支給額	100万円	50万円																				
	住宅の再建方法																					
	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅を除く）																			
支給額	200万円	100万円	50万円																			
活用できる方	●住宅が全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。 （※）下記の世帯を含みます。 ■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するため必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ■噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたる住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）																					
お問い合わせ	都道府県、市町村																					

制度の名称	災害復興住宅融資（建設）																
支援の種類	融資																
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 																
	基本融資	<table border="1"> <thead> <tr> <th>構造等</th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火住宅</td> <td>1,460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>準耐火住宅</td> <td>1,460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（耐久性）</td> <td>1,460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（一般）</td> <td>1,400万円</td> <td>25年</td> </tr> </tbody> </table>	構造等	融資限度額	返済期間	耐火住宅	1,460万円	35年	準耐火住宅	1,460万円	35年	木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年	木造住宅（一般）	1,400万円	25年
構造等	融資限度額	返済期間															
耐火住宅	1,460万円	35年															
準耐火住宅	1,460万円	35年															
木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年															
木造住宅（一般）	1,400万円	25年															
特別加算（一般分）	450万円																
土地取得費	970万円																
整地費	380万円																
※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。																	
活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となります。）																
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構																

制度の名称	災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）																								
支援の種類	融資																								
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅で、一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 																								
	■新築住宅の購入	<table border="1"> <thead> <tr> <th>構造等</th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火住宅</td> <td>1,460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>準耐火住宅</td> <td>1,460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（耐久性）</td> <td>1,460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（一般）</td> <td>1,400万円</td> <td>25年</td> </tr> </tbody> </table>	構造等	融資限度額	返済期間	耐火住宅	1,460万円	35年	準耐火住宅	1,460万円	35年	木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年	木造住宅（一般）	1,400万円	25年	併せて利用する購入資金融資の返済期間と同じ返済期間です。							
構造等	融資限度額	返済期間																							
耐火住宅	1,460万円	35年																							
準耐火住宅	1,460万円	35年																							
木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年																							
木造住宅（一般）	1,400万円	25年																							
■中古住宅の購入	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構造等</th> <th colspan="2">融資限度額</th> </tr> <tr> <th>リ・ユース</th> <th>リ・ユースプラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火住宅</td> <td>1,160万円</td> <td>1,460万円</td> </tr> <tr> <td>準耐火住宅</td> <td>1,160万円</td> <td>1,460万円</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（耐久性）</td> <td>1,160万円</td> <td>1,460万円</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（一般）</td> <td>950万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>特別加算（一般分）</td> <td>450万円</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>土地取得費</td> <td>970万円</td> <td>970万円</td> </tr> </tbody> </table>	構造等	融資限度額		リ・ユース	リ・ユースプラス	耐火住宅	1,160万円	1,460万円	準耐火住宅	1,160万円	1,460万円	木造住宅（耐久性）	1,160万円	1,460万円	木造住宅（一般）	950万円	—	特別加算（一般分）	450万円	450万円	土地取得費	970万円	970万円	
構造等	融資限度額																								
	リ・ユース	リ・ユースプラス																							
耐火住宅	1,160万円	1,460万円																							
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円																							
木造住宅（耐久性）	1,160万円	1,460万円																							
木造住宅（一般）	950万円	—																							
特別加算（一般分）	450万円	450万円																							
土地取得費	970万円	970万円																							
■建て方	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建て方</th> <th>種別</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一戸建て等</td> <td>リ・ユース住宅</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラス住宅</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">マンション</td> <td>リ・ユースマンション</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラスマンション</td> <td>35年</td> </tr> </tbody> </table>	建て方	種別	返済期間	一戸建て等	リ・ユース住宅	25年	リ・ユースプラス住宅	35年	マンション	リ・ユースマンション	25年	リ・ユースプラスマンション	35年											
建て方	種別	返済期間																							
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年																							
	リ・ユースプラス住宅	35年																							
マンション	リ・ユースマンション	25年																							
	リ・ユースプラスマンション	35年																							
※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。																									
活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を購入される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす方は、対象となります。）																								
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構																								

制度の名称	災害復興住宅融資（補修）													
支援の種類	融資													
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます（ただし、返済期間は延長できません）。 													
	補修資金融資	<table border="1"> <thead> <tr> <th>構造等</th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火住宅</td> <td>640万円</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>準耐火住宅</td> <td>640万円</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅</td> <td>590万円</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table>	構造等	融資限度額	返済期間	耐火住宅	640万円	20年	準耐火住宅	640万円	20年	木造住宅	590万円	20年
構造等	融資限度額	返済期間												
耐火住宅	640万円	20年												
準耐火住宅	640万円	20年												
木造住宅	590万円	20年												
整地費	380万円													
引方移転費用	380万円													
※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。														
活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を補修される方、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。													
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構													

制度の名称	生活福祉資金の住宅資金		
支援の種類	融資		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 		
	貸付限度額	250万円以内	
貸付利率	年3%		
据置期間	6か月		
償還期間	7年		
活用できる方	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が対象です。		
お問い合わせ	●災害宅慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外になります。 都道府県、市町村、社会福祉協議会		

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更		
支援の種類	その他		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 ●支援の内容の概要は次のとおりです。 		
	①返済金の払込みの据置：1～3年間	②据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減	
③返済期間の延長：1～3年			
活用できる方	●以下のいずれかに該当する事業者が対象です。		
① 商店、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方	② 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方		
③ 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方			
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関		

制度の名称	母子寡婦福祉資金の住宅資金		
支援の種類	融資		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 		
	貸付限度額	200万円以内	
貸付利率	年3%		
据置期間	6か月		
償還期間	7年		
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象です。		
お問い合わせ	都道府県、市町村、社会福祉協議会		

制度の名称	公営住宅への入居		
支援の種類	現物支給		
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 ●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。 		
	活用できる方	●以下の要件を満たす方が対象です。	
① 住宅困難要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかなる方	② 同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方		
③ 入居収入基準：26万8千円以下（災害発生日から3年を経過した後は20万円）			
●被災市街地復興推進地域に指定された地域では、同居親族要件、入居収入基準はありません。 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合があります。			
お問い合わせ	都道府県、市町村		

制度の名称	特定優良賃貸住宅等への入居
支援の種類	現物支給
支援の内容	●中堅所得の被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます。
活用できる方	●以下の要件を満たす方が対象です。 ●災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（60万円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（20万円に満たない所得のある者においては、所得の上昇が見込まれる者）に限ります。）
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅の応急修理制度（災害救助法）
支援の種類	現物支給
支援の内容	●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。 ●修理限度額は1世帯あたり50万円です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。 ①災害により住宅が半壊又は半壊した方 ②応急仮設住宅等に入居していない方 ③自ら修理する資力のない世帯。 ※世帯年収や世帯人員などの条件については、お住まいの市町村にご相談ください。
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村

制度の名称	宅地防災工事資金融資
支援の種類	融資
支援の内容	●災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出されます。 ●改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。 融 資 限 度 額 1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額 償 還 期 間 15年以内 ※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。
活用できる方	●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方が対象です。
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構

制度の名称	地すべり等関連住宅融資																							
支援の種類	融資																							
支援の内容	●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資します。 ●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。 地すべり関連住宅 地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋 又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。 土砂災害関連住宅 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ■移転資金、建設資金又は新築住宅の購入																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構造等</th> <th colspan="2">融資限度額</th> <th rowspan="2">返済期間</th> </tr> <tr> <th>移転資金、建設資金又は新築購入資金</th> <th>土地取得資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）</td> <td>1,460万円</td> <td rowspan="2">970万円</td> <td rowspan="2">35年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（一般）</td> <td>1,400万円</td> </tr> <tr> <td>特別加算（一般分）</td> <td>450万円</td> <td></td> <td>併せて利用する移転資金、建設資金又は新築購入資金の各融資の返済期間と同じ返済期間です。</td> </tr> </tbody> </table>	構造等	融資限度額		返済期間	移転資金、建設資金又は新築購入資金	土地取得資金	耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	1,460万円	970万円	35年	木造住宅（一般）	1,400万円	特別加算（一般分）	450万円		併せて利用する移転資金、建設資金又は新築購入資金の各融資の返済期間と同じ返済期間です。							
構造等	融資限度額		返済期間																					
	移転資金、建設資金又は新築購入資金	土地取得資金																						
耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	1,460万円	970万円	35年																					
木造住宅（一般）	1,400万円																							
特別加算（一般分）	450万円		併せて利用する移転資金、建設資金又は新築購入資金の各融資の返済期間と同じ返済期間です。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構造等</th> <th colspan="2">融資限度額</th> </tr> <tr> <th>リ・ユース</th> <th>リ・ユースプラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火住宅</td> <td>1,160万円</td> <td>1,460万円</td> </tr> <tr> <td>準耐火住宅</td> <td>1,160万円</td> <td>1,460万円</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（耐久性）</td> <td>1,160万円</td> <td>1,460万円</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（一般）</td> <td>950万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>特別加算（一般分）</td> <td>450万円</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>土地取得費</td> <td>970万円</td> <td>970万円</td> </tr> </tbody> </table>	構造等	融資限度額		リ・ユース	リ・ユースプラス	耐火住宅	1,160万円	1,460万円	準耐火住宅	1,160万円	1,460万円	木造住宅（耐久性）	1,160万円	1,460万円	木造住宅（一般）	950万円	—	特別加算（一般分）	450万円	450万円	土地取得費	970万円	970万円
構造等	融資限度額																							
	リ・ユース	リ・ユースプラス																						
耐火住宅	1,160万円	1,460万円																						
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円																						
木造住宅（耐久性）	1,160万円	1,460万円																						
木造住宅（一般）	950万円	—																						
特別加算（一般分）	450万円	450万円																						
土地取得費	970万円	970万円																						

	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建て方</th> <th>種別</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一戸建て等</td> <td>リ・ユース住宅</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラス住宅</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">マンション</td> <td>リ・ユースマンション</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラスマンション</td> <td>35年</td> </tr> </tbody> </table> ※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。	建て方	種別	返済期間	一戸建て等	リ・ユース住宅	25年	リ・ユースプラス住宅	35年	マンション	リ・ユースマンション	25年	リ・ユースプラスマンション	35年
建て方	種別	返済期間												
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年												
	リ・ユースプラス住宅	35年												
マンション	リ・ユースマンション	25年												
	リ・ユースプラスマンション	35年												
活用できる方	●関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。													
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構													

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

(参考) 災証明書	
り災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものです。 り災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼等があり、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）等に基づき被害程度の認定が行われます。	
■被害認定基準	
住家全壊（全壊・全流出）	住家その居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもので、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊（半壊）	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家大規模半壊	「住家半壊」の基準のうち、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものとする。

詳細については、市町村にお問い合わせください。

中小企業・自営業への支援

制度の名称	天災融資制度																											
支援の種類	融資																											
支援の内容	●天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図ります。 ●天災融資制度の内容は次のとおりです。 【天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法】																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">融資限度額</th> <th colspan="2">①又は②のうちどちらか低い金額</th> </tr> <tr> <th>①損失額の%</th> <th>②万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業者</td> <td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td> <td>55</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>一般農業者</td> <td>45</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業者</td> <td>漁具購入資金</td> <td>45</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>漁船建造・取得資金</td> <td>80</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">漁業</td> <td>水産動植物繁殖資金</td> <td>50</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>一般漁業者</td> <td>50</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>	区分	融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額		①損失額の%	②万円	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	一般農業者	45	200	林業者	漁具購入資金	45	200	漁船建造・取得資金	80	5,000	漁業	水産動植物繁殖資金	50	500	一般漁業者	50	200
区分	融資限度額			①又は②のうちどちらか低い金額																								
		①損失額の%	②万円																									
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500																									
	一般農業者	45	200																									
林業者	漁具購入資金	45	200																									
	漁船建造・取得資金	80	5,000																									
漁業	水産動植物繁殖資金	50	500																									
	一般漁業者	50	200																									
	●被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和されます。 【激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律】																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">融資限度額</th> <th colspan="2">①又は②のうちどちらか低い金額</th> </tr> <tr> <th>①損失額の%</th> <th>②万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業者</td> <td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td> <td>80</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>一般農業者</td> <td>60</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業者</td> <td>漁具購入資金</td> <td>60</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>漁船建造・取得資金</td> <td>80</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">漁業</td> <td>水産動植物繁殖資金</td> <td>60</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>一般漁業者</td> <td>60</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table>	区分	融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額		①損失額の%	②万円	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	一般農業者	60	250	林業者	漁具購入資金	60	250	漁船建造・取得資金	80	5,000	漁業	水産動植物繁殖資金	60	600	一般漁業者	60	250
区分	融資限度額			①又は②のうちどちらか低い金額																								
		①損失額の%	②万円																									
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600																									
	一般農業者	60	250																									
林業者	漁具購入資金	60	250																									
	漁船建造・取得資金	80	5,000																									
漁業	水産動植物繁殖資金	60	600																									
	一般漁業者	60	250																									
	●貸付利率、償還期限は次のとおりです。																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格者</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者</td> <td>6.5%以内</td> <td>3年、4年、5年以内</td> </tr> <tr> <td>(イ) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者</td> <td>5.5%以内</td> <td>5年、6年以内</td> </tr> <tr> <td>(イ) 特別被害農林漁業者</td> <td>3.0%以内</td> <td>6年以内</td> </tr> </tbody> </table>	資格者	貸付利率	償還期限	(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内	(イ) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内	(イ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内															
資格者	貸付利率	償還期限																										
(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内																										
(イ) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内																										
(イ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内																										